

# 商品概要説明書

## 相続定期貯金「家族の絆」

スーパー定期貯金<単利型>3か月もの

(令和7年4月1日現在)

商品名	・相続定期貯金 家族の絆
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関（当JA以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後2年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人のお客さま。</li> <li>※相続により取得した不動産や株式等の換金代金もお預入れいただけます。</li> <li>お一人様1回の利用に限ります。</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>定型方式 3か月</li> <li>自動継続（元金継続または元利金継続）</li> </ul> <p>※自動継続後はスーパー定期貯金&lt;単利型&gt;3か月ものとしてお預かりします。</p>
預入方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括預入</li> <li>100万円以上1,000万円未満、相続により取得した金額の範囲内になります。</li> <li>1円単位</li> </ul>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括して払い戻します。</li> </ul>
利息	<ul style="list-style-type: none"> <li>預入時のスーパー定期貯金3か月ものの店頭表示金利に年1.5%を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。</li> <li>自動継続後は、自動継続時のスーパー定期貯金3か月ものの店頭表示利率を当該満期日まで適用します。（自動継続後は、年1.5%の上乗せは適用しません。）</li> <li>満期日以後に一括して支払います。</li> <li>付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li> <li>20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、 ※令和19年12月31日までの適用となります。</li> <li>金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。</li> </ul>
手数料	—
附加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)</li> <li>マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。</li> <li>通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。</li> </ul>
貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店またはリスク管理部（電話：025-782-1170）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク管理部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便</p>

	<p>利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。」</p>
契約上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約時に以下の書類が必要となります。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本人確認書類</li> <li>(2) お届け印</li> <li>(3) 以下の内容を確認できる書類               <ul style="list-style-type: none"> <li>①お預入れされる方が相続人であること</li> <li>②金融機関での手続き完了時期</li> <li>③相続により取得した金額</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>【例】遺産分割協議書、金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し、戸籍謄本、遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検証済みのもの）、被相続人名義の解約済み通帳または計算書、死亡共済（保険）金の支払通知書、有価証券計算書等。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・金利情勢などの変化により、お取り扱い内容を変更、またはお取り扱いを中止することがあります。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aみなみ魚沼